

税理士法 改正の 必要性に ついて

税理士制度は、国民・納税者にとってなくてはならない重要な制度です。

税理士制度の淵源である税務代理士法は、昭和17年に制定され、70年の歴史と伝統を持ち、我が国の財政及び経済社会にとって重要な役割を担っております。現在、73,000人を超える税理士を擁し、国民の間に定着した、なくてはならない重要な制度です。

公認会計士、弁護士に対して「税理士資格」を自動付与する制度の廃止を訴えます。

公認会計士または弁護士に税理士の資格を付与するにあたっては、税法または会計科目に合格する等の一定の能力担保措置を講ずるべきです。それは、より一層納税者の信頼に応え得る制度の構築のため必要不可欠な改正です。

よって、税理士法第3条第1項3号・4号及び第2項を廃止し、無条件に資格を付与される現在の制度を改めるべきです。

税理士の資格取得制度改正は、業際問題ではなく、制度問題です。

本来、各々の士業がその使命や業務に専念できるよう、制度問題として法改正を行わなければなりません。

平成26年通常国会での税理士法改正の実現を目指しています。



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

税理士法に関する改正要望書(平成26年度改正要望項目)について

税理士の使命(税理士法第1条)

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」

前回の税理士法改正(平成13年)以降のIT社会への変革と経済社会の多様化・複雑化、規制改革の進展、他士業資格制度の法改正などによる環境変化への対応。

公共的使命を担う税理士の業務の高度化・専門化へ対応。

時代が要請する、国民・納税者の期待に応え得る制度となるため更なる見直しが喫緊の課題。

● 税理士の業務に関する規定

1 電子申告等における税理士業務の明確化

電子申告等のコンピューターを用いた業務についても、法第2条第1項の税理士業務に含まれることを明確にする。

2 補助税理士制度のあり方

補助税理士の呼称を所属税理士と変更したうえで、他の税理士等の事務所に所属しながら他人の求めに応じて税理士業務を受任できることとする。

3 事務所設置の適正化

税理士事務所について日税連の登録事務の適正な運営を確保する等の観点から、その登録事務(変更登録を含む。)に関して一定の権限を付与する。

4 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

一定の例外を除いて、税理士が報酬のある公職に就いた場合でも、その公職に兼業禁止規定がない場合は、税理士業務を停止する必要のないようにする。

● 税理士の資格取得に関する規定

5 税理士の資格

使命が各々異なる専門職業に対する資格付与は、各々の専門性を問う試験を通じて行うことが原則である。このため、現在、税理士の資格が自動付与となっている弁護士や公認会計士について、関係者等の意見も聞きながら、例えば、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目に合格することを原則とするなど、税務に関する専門性を問う能力担保措置を講じる。

6 受験資格要件の緩和

税理士試験の受験資格要件のうち職歴要件を現行の「3年以上」から「2年以上」に短縮する。

● 税理士の信頼性の確保に関する規定

7 研修受講の義務化

研修受講を義務化する。日税連においては、研修義務の未履行者の公表等所要の措置を講じる。

8 経済的弱者に対する税務支援への従事義務化

税理士業務が無償独占とされていることから、税理士の社会的責務として、疾病等一定の場合を除いて、税理士会が行う経済的弱者に対する税務支援への従事を義務化する。

9 税理士証票の定期的交換

日税連会則でその定期的な交換を受けることとする制度を設けることができるよう規定を整備する。

10 税理士が行う租税教育への取組みの規定整備

申告納税制度の維持発展を図るために、税理士・税理士会が社会貢献事業の一環として行っている租税教育の取組みがより一層定着・発展するよう、「租税教育」を税理士会の会則の絶対的記載事項とする。

11 会費滞納者に対する処分の強化

税理士会の会務運営の重要な財政的基盤となる会費の滞納者に対する処分の強化を図るための措置を講じる。

12 通知弁護士等の公示等

通知弁護士等について、国民・納税者の可視性等の観点から、例えば、通知弁護士等の公示等が行われるような措置を講じる。

